

退職後も健康で安定した生活を送るために

退職互助部制度に加入しませんか

給付事業

現職時に比べ自己負担の増える
医療費に備えましょう

- **療養補助金**
自己負担額が 3,000 円以上のとき
請求ができます
(詳細は裏面をご覧ください)
61 歳に達した年度から 80 歳に達する年度
の間で 15 年間を選択できます
- **長寿祝金**
数え年 88 歳を迎えたとき
30,000 円を給付します
- **献花料**
お亡くなりになったとき
御遺族に給付します

退職互助部制度とは・・・

退職後の生活の安定のため、医療費の自己負担額を補填する療養補助金給付制度と生きがいのある生活を送るための福祉事業を実施しています

退職互助部制度に加入するには・・・

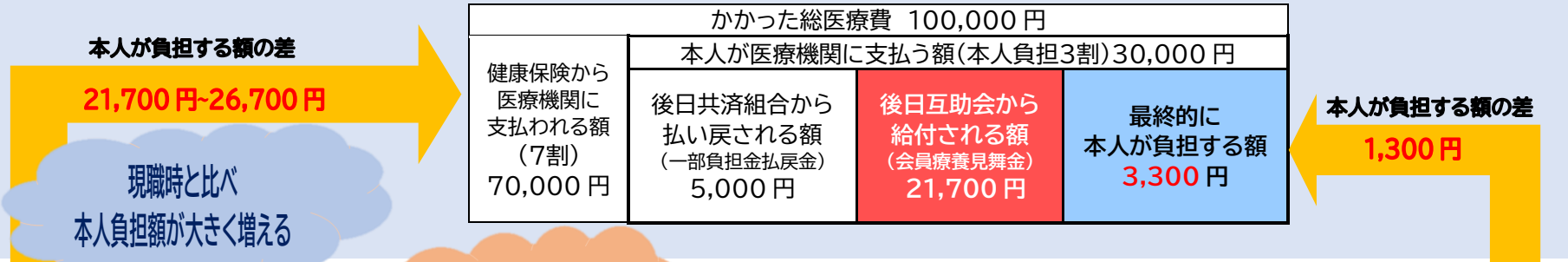
「特別加入者資格取得届」を提出することにより加入できます
また、加入できるのは退職時のみとなります

福祉事業

- **健康診断補助事業**
人間ドック等を受診したとき
50,000 円を上限に補助します
- **施設利用補助事業**
契約施設（県内 27 施設）に宿泊するとき
1 泊 2,000 円を補助します（年間 10 枚）
- **健康増進事業**
 - ① ゴルフ場利用補助事業
 - ② スキー場利用補助事業
 - ③ スポーツ観戦補助事業
 - ④ 芸術鑑賞補助事業
 - ⑤ 生涯学習サポート事業
- **会報誌発行**
年に 2 回（春・秋）発行しています
- **法律相談事業**
契約弁護士に相談するとき
相談料（通常 30 分 5,000 円）を無料
- **全国教職員互助団体協議会会員証割引事業**
全国約 1,500 契約施設で料金の割引等の特典を受けることができます
- **支部独自事業**
研修旅行など会員相互の親睦を深めるために
事業を実施しています

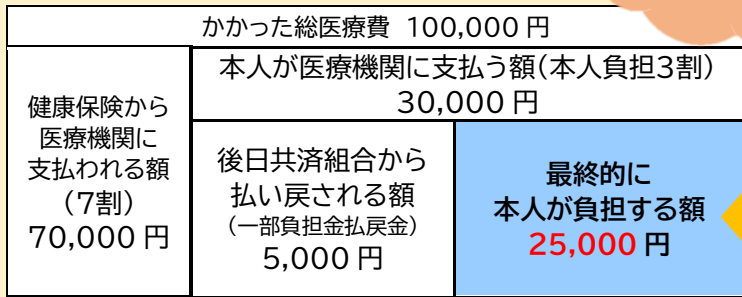
◆◆◆ 給付金等の例 ◆◆◆ ※外来1か月の総医療費が100,000円、本人負担3割の場合

【現職中】公立学校共済組合一般(船員・短期)組合員

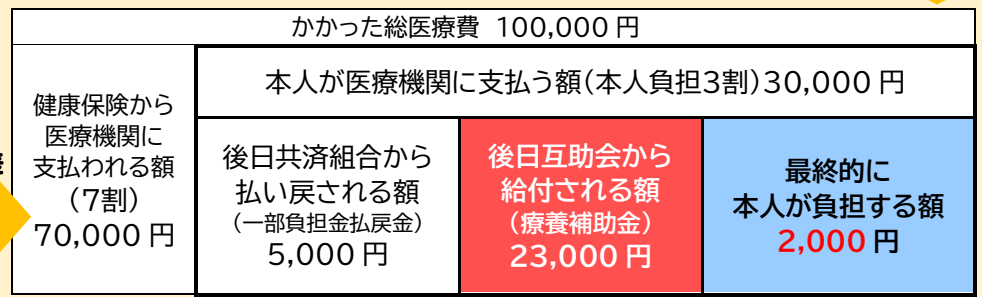


【退職後】

特別加入者にならなかった場合
公立学校共済組合の任意継続組合員

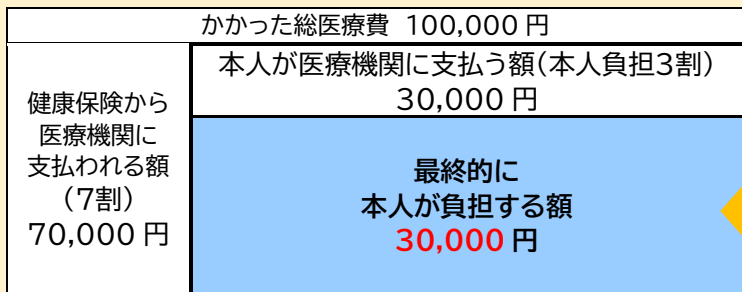


特別加入者になった場合
公立学校共済組合の任意継続組合員

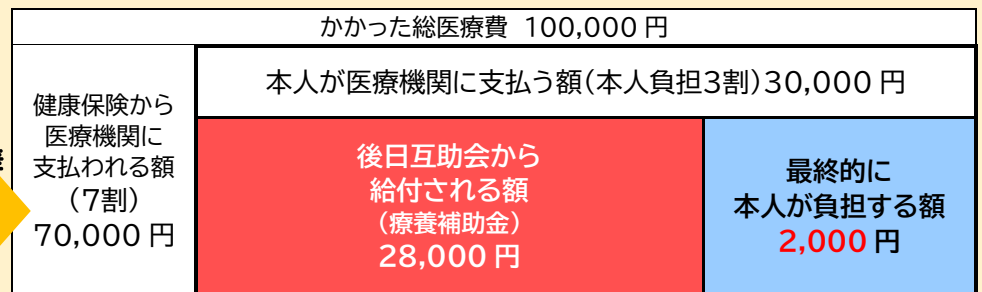


加入するとしなければ 本人が負担する額に これほどの差が出ます

国民健康保険の被保険者



国民健康保険の被保険者



給付額 = 本人が医療機関に支払う額 - 附加給付額(一部負担金払戻金) - 2,000円 - 1,000円未満の端数

※退職互助部制度の各種事業については、公的健康保険法の改正等により、事業内容が変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】 一般財団法人山形県教職員互助会 厚生担当 TEL 023-631-5115